

古物商取締條例並滋賀縣細則訓解

滋賀縣下町又帝系司

特39
763

033624-000-7

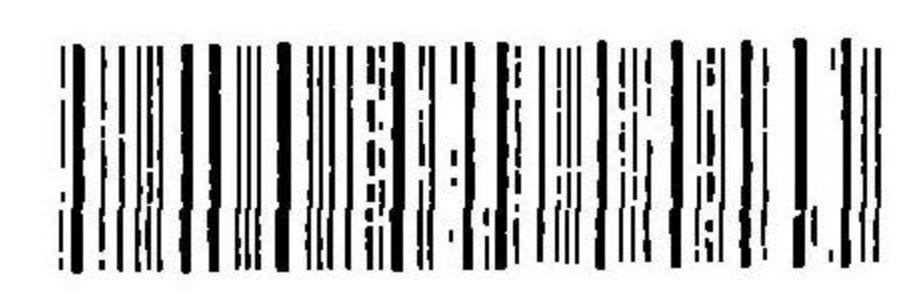
特39-763

古物商取締條例並滋賀縣細則訓解

平岩 七郎平 / 訓

M17

BBK-0467

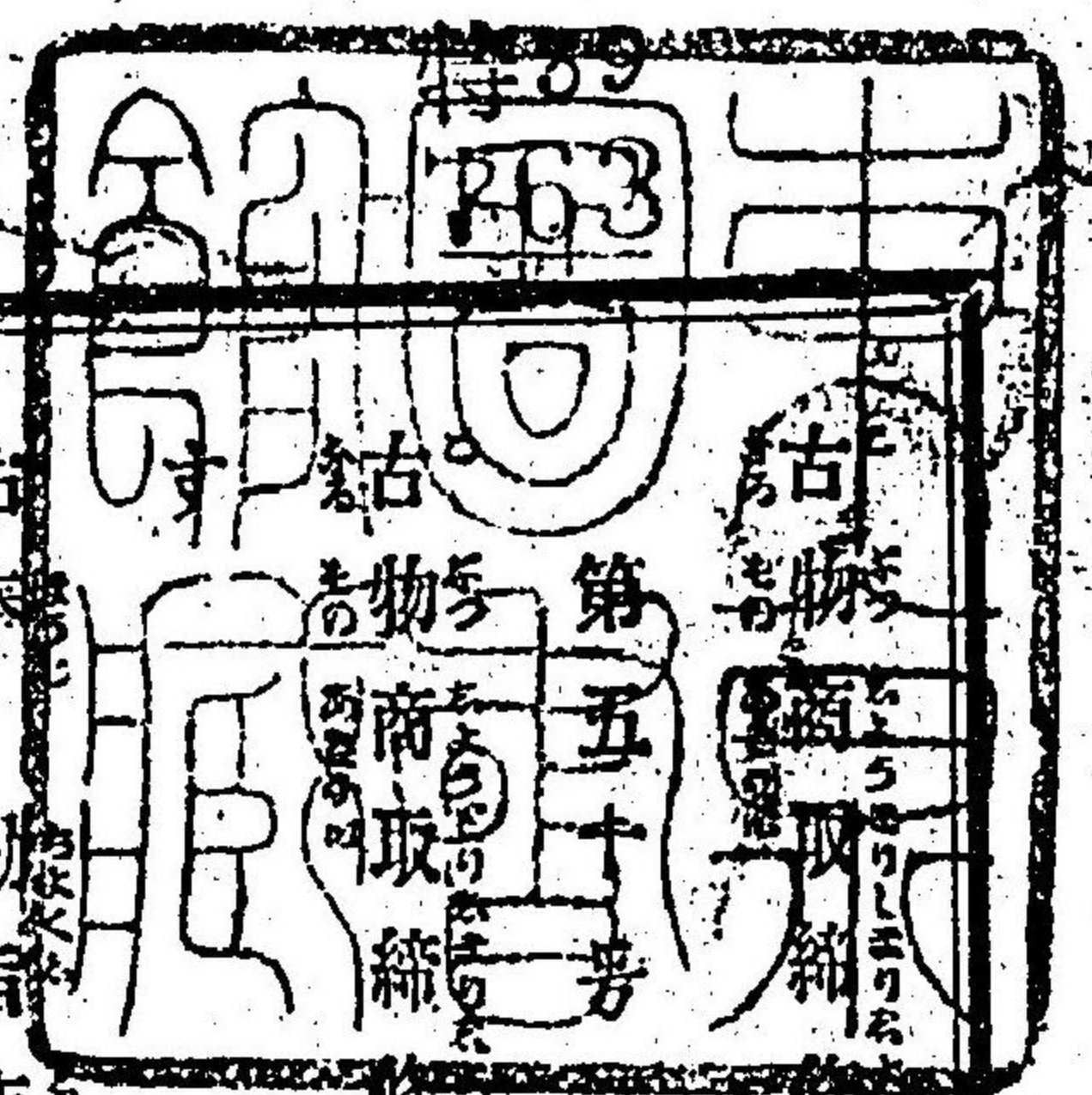


滋賀縣警察御用係
平岩七良平氏訓解

古物商取締條例 並滋賀縣細則

全

明治十七年二月廿二日出版



右奉 勅旨 布告 候事

明治十六年十二月廿八日 太政大臣三條實美

内務卿山縣有朋

古物商取締條例

第一條 古物商といふは古道具古本古書畫古着古銅鐵潰金銀を賣

買する營業者を云ふ

袋物屋小間物屋鼈甲屋時計屋飾屋箔打屋煙管屋にして其營業に属する古物を賣買取交換する者及び刀劍商ハ此條例ニ準據をへし

第二條 古物商は管轄廳東京府の免許を受くへし

第三條 古物商物品を賣買し又わ交換したるときは警察官に於て其物品及び賣主讓主を調査するニ差支なき様簿冊ニ記載し且買主讓受主を詳よすることを得たるときハ之を記簿をへし

第四條 身元詳あらざる者より物品を買取り又わ交換することを得る但し身元詳なる者其證人たるとき又ハ警察官若くわ

巡查は認可を受けたるときハ此限あらず

第五條 十五年未滿の者白痴癡癲者及び雇人（雇主他家より物品を買取り又は交換することを得る但し父母後見人雇主又は身元詳なる者其證人たるときハ此限あらず

官廳町村學校病院社寺會社の印章記號ある物品は其賣却し得へきことを證明する證人二名以上あるニ非されハ之を買取又わ交換をることを得ず
前二項ニ違背したる者の警察官の命よリ無代價にて物品を取戻さる、ことあるへし

第六條 古物商の營業者たると否とを問わを盜罪詐欺取財の

罪又は刑法第三百九十九條第四百一條の處罰を受けたる者より物品を買取り又ハ交換し及ヒ寄藏するときは警察官の許可を受くへし違ふ者ハ一月以上三年以下の重禁錮又ハ三十圓以上三百圓以下の罰金に處す

第七條 古物商は自宅又ハ許可を受けたる市場及ヒ賣主讓主の居宅の外に於て物品を買取り又ハ交換することを得ず

第八條 刀劍又ハ之を仕込みたる器具ハ身元詳ならざる者及ヒ盜罪賭博の處斷を受けたる者又賣渡讓渡し又ハ露店及ヒ路傍又於て賣渡讓渡をことを得ず

第九條 古物商物品を他府縣に運送せんとするときは又ハ他府

縣より受取られたるときは其物品の目錄を所轄警察署に届出づへし警察官の時宜に依り荷作を解き物品を檢査し之を差押ふることあるへし但費用ハ届人之を擔當すへし

第十條 贓物の品觸あるときハ到達したる年月日時を其品觸寫書ニ附記すへし

第十一條 品觸到達以後一年内に類似の物品を買取り又ハ交換し及ヒ寄藏したるとき若クハ其以前に之を得たるま、所持したるときは直に所轄警察署に届出づへし若し届出てを以て其理由を辨解すること能はざる者は第六條の刑に同じ

第十二條 物品の賣買交換を記載したる簿冊及ヒ品觸寫書の

拾年間保存すへし若し亡失したるときと直ちに所轄警察署に届出つへし

第十三條 警察官は何時たゞとも古物商の店舗に臨み物品及び簿冊の検査を爲し時宜又依り其物品を差押へ又は時々簿冊を差出さしめ之を検査することあるへし古物商之を拒むことを得す

第十四條 第二條第三條第四條第五條第七條第八條第九條第十條第十二條第十三條に違背し又ハ詐偽の届出を爲たる者は貳圓以上貳百圓以下の罰金ニ處す

第十五條 第六條第十一條第十四條及び刑法第三百九十九條

第四百一條の處断を受けたる古物商の管轄廳（東京府に於て三月以上三年以下の特別取締に付せることを得

第十六條 特別取締に付せられたる者は尙ほ左レ項目に従ふへし

- 一 物品を買取り又ハ交換したるどきハ其賣主讓主の住所氏名年齢及び物品の形状徽章番号柄模様價額年月日時を簿冊に記載すへし
- 二 日出前日歿後ハ物品を買取り又ハ交換し及び寄藏することを得す
- 三 營業者にあらざる者より物品を買取り又ハ交換したると

きは其物品を原状の儘五日間保存すへし

四物品を賣渡し又わ交接したる時は其物品の形状價額年月

日時を簿冊に記載し且買主讓受主の住所氏名年齢を知り

得たるどきわ之を記載すへし

五毎月一度物品賣買交換の簿冊を所轄警察署に差出し其檢

査を受くへし

六住所を移轉し又わ旅行し又わ他人を宿泊同居せしめんと

する時の所轄警察署の認可を受く可し

第十七條 前條に違背したる者わ三圓以上三百圓以下の罰金

に處す

第十八條 特別取締に付せられたる者第六條第十條第十四

條第十七條に依り罰金に處せられたるときは直に之を納完

せしむ若し納完せざる者の留置せらるゝことあるへし

第十九條 古物商一年内に此條例を再犯したるときは行政の

處分を以て其營業を禁止し又わ停止することを得

第二十條 此條例を犯したる者に刑法の數罪俱發の例を用

ひす

第廿一條 此條例を犯して買取り又わ交換したる物品贓物に

係るものゝ營業者に依ると否とを問はず警察署に於て之を

追徴して被害者に還付せし若し被害者知れざるときは之

を領置し一年の後官没す

第廿二條 商業上に付ての家属又ハ雇人の所爲と雖も營業者

其責に任すへし

第廿三條 此條例を施行するに方法細則は警視総監府知事

（東京府）縣令に於て便宜取設け内務卿に届出つへし

古物商取締條例訓解終

甲第十貳號

明治十六年太政官第五十號布告古物商取締條例第廿三條に依り別紙之通相定候條此旨布達候事

滋賀縣令籠手田安定代理

明治十七年一月廿九日

滋賀縣大書記官河田景福

古物商取締細則

第一章 組合に關する事

第一條 古物商の警察署の區畫に従ひ各商聯合して組合を設け毎組同業者中より頭取壹名副頭取數名を撰定し所轄警察署を経由し縣廳へ届出認可を受くへし

但改撰したるときは本文同様の手續を以て認可を受くへし

第二條 正副頭取其任に適せずと認るときは更に改撰せしめ又の特に指名して之を命ずることあるへし

第三條 頭取の組合一般を總括し副頭取の適宜組内受持方面

し規則を遵守せしめて不正の所爲あるとき速に所轄警察署又ハ分署へ申告すへし

第十條 正副頭取改撰交代するとき従來取扱の残務及ハ諸帳簿類ハ遺漏なく後任者へ引繼を爲すへし

第二章 營業に關する事

第十一條 古物商の免許を得んとする者ハ組合正副頭取の連印及ハ戶長の奥印を受けたる書面を以て所轄警察署を経由し縣廳へ願出て一種毎に免許を受くへし

但二種以上兼業せんとする者ハ其旨願書に明記し同時に願出るも妨なし

第十二條 年齢十五歳未満の者及ハ白痴風癩瘡瘡者等ハ後見人を定むるにあらされハ免許せざるへし

第十三條 廢業又ハ改氏名代替轉居等の節ハ第十一條同様の手續を以て縣廳へ届出つへし

但轉居の地他の警察署の所轄に係る時ハ別に其警察署へ届出つへし

第十四條 古物商ハ其業名を記したる看板を調製し店頭へ掲くへし

第十五條 行商せんとする者ハ正副頭取の連印及ハ戶長の奥印を受けたる書面を以て所轄警察署へ願出行商鑑札を受け

行商の節に必ず携帶し露店を出るときは之を店頭に表示せしめし

但家族雇人等をして行商を爲さしむる者は本文同様の手續を以て各自に鑑札を受くへし

第十六條 行商鑑札を毀失し及び改氏名代替轉居等の節に速に所轄警察署に届出書換又ハ再渡を請ふへし廢業の節に鑑札返納すへし

但家族雇人等の行商者を増減交換したるときも本文同様の手續を爲すに勿論たるへし

第十七條 行商鑑札は賣買又ハ貸借することを禁す

第十八條 古物商は買入賣渡の明細帳二冊を調製し警察署直轄内は其警察署分署所轄内ハ其分署の檢印を受くへし半途にして紙數を増加したるときも同様檢印を受くへし

但二種以上兼業するものは一種毎とに二冊の帳簿を調製すへし

第十九條 買入帳にハ買取又は交換したる物品の員數代價年月日其賣主讓主の住所氏名及び証人あるものハ其住所氏名等を詳記すへし警察官吏の認可を受け買取又ハ交換したるときは其旨付記すへし

第二十條 賣渡帳には賣渡又は交換したる物品の員數代價年

月日を記載し買主讓受主分明あるとき之を付記すへし

第廿一條 特別取締に付せられたる者の賣買明細帳に第十

九條第廿條に列記する條件の勿論其賣主讓主の年齢及び物

品の徽章番號縞柄模様損所並に賣買交換したる時刻に至る

迄必ず詳細記載すへし

第廿二條 刀劍又之を仕込みたる器具を賣渡讓渡したると

き其年月日及び刀劍の寸尺模様代價並に買主讓受主の住

所氏名年齢等を詳記すへし

第廿三條 行商先に於て物品を賣買又の交換したるときの手

扣帳に記載し置き歸宅の上前數條の手續に依り直ちに賣買

明細帳へ記入せし

第廿四條 一身元詳なる証人あくして身元詳ならざる者より止

むを得ず物品を買取又は交換せざるを得ざる場合に於て

警察官若くは巡査に認可を受けんとするとき所轄警察署

又之分署交番所等へ現品持参し認可を受くへし

第廿五條 盗罪詐欺取財の罪又の刑法第三百九十九條第四百

一條の處斷を受けたる者より物品を買取り又の交換し及び

寄藏する場合に於て警察官の許可を受けんとするとき現

品相添其事由を詳記したる書面を以て所轄警察署又の分署

へ願出て許可を受くへし

第廿六條 品觸到達以後一年内に類似の物品を買取り又ハ交換し及び寄藏したるとき若クハ其以前に之を得たる者、所持したるときハ勿論品觸に類似品にあらざるも不正品と思料する物品を持参する者あるときハ賣主讓主へ差響かざる様注意し速に所轄警察署又ハ分署へ届出つへし時機緊急の場合に於てハ最寄交番所又ハ巡行巡查へ申告するも妨げざし

第廿七條 賣買明細帳及び品觸書保存期限内亡失したるときハ其事由を詳明し直ちに所轄警察署又ハ分署へ届出つへし

第廿八條 他府縣下へ商品を運送せんとするときは其物品の

員數代價出荷の年月日及び運送先きの住所氏名等を詳記したる目録を以て遅くも出荷の一日前本人又ハ其事由を辨解し得へき代人を以て所轄警察署又ハ分署へ届出つへし

第廿九條 他府縣下より商品を受取るときハ遅くとも二日以内前條同様目録を以て届出つへし

第三十條 赃物の品觸あるときハ到達の年月日時を其欄外へ記入し編冊保存し置くへし

第卅一條 特別取締に付せられたる者の賣買明細帳ハ毎月五日迄に必ず本人持参し所轄警察署又ハ分署の検査を受くへし若シ疾病其他事故あつて出頭すること能はざるときハ其事

由を申立代人を以て検査を受くへし

第卅二條 特別取締に付せられたる者住所を移轉し又ハ一泊以上の地へ旅行せんとするときは其行先及び事由を詳記したる書面を以て所轄警察署又は分署へ願出て認可を受くへし他人を宿泊同居せしめんとするときは其住所氏名年齢及び其事由を詳記したる書面を以て同様願出て認可を受くへし

但住所を移轉するものハ本文認可を受けたるも尙ほ細則第十三條に依り更に縣廳へ届出づるハ勿論たるへし

第卅三條 營業を廢止し又ハ禁止の處分を受けたる者其以前

よど所持する物品を賣却するハ若しうらすと雖とも公然店頭陳列し又ハ行賣し營業者に紛ハ敷賣捌き方を爲すことを禁す

第卅四條 營業停止の處分を受けたる者の其期限間物品を賣買又ハ交換することを得すと雖とも其以前よど所持する物品にして賣却せざるを得ざる時ハ其事由及び物品の員數代價買主の住所氏名等を詳記したる書面を以て所轄警察署又は分署へ願出認可を受くへし

第卅五條 此細則第十三條第十四條第十五條第十六條第十七條第十八條第三十三條第三十四條に違背したる者の違警罪

の處分に付せし

第卅六條 商業上に付てり家屬又ハ雇人れ所爲と雖とも營業

者其責に任すへし

第一號 正副頭取改撰人名届書式

古物商頭取又ハ副改撰人名御届

何郡何村何番地身分何商

氏 年 名 齡

右之者今般當組合頭取又ハ副何某退役ニ付同業之者協議ヲ以

テ頭取又ハ副ニ改撰致候ニ付此段御届仕候宜御認可被成下度

候也

何警察署管内古物商組合頭取又ハ副

何郡何村何番地身分何商

年號月日

氏 名

滋賀縣令氏名殿

被撰舉人副頭取かれハ頭取よ呈届出被撰舉人頭取なれハ
副頭取進署し届出つへし

第二号 營業願書式

何商營業御願

私儀今般何商營業致度候。付御免許被成下度此段奉願候也。

何郡何村何番地身分何商

年号月日

氏 年齢 名印

何郡何村何番地

副頭取

氏 名印

何郡何村何番地

頭取

氏 名印

滋賀縣令氏名殿

前書之通り付與印致候也

右町戸長

第三号 廢業届書式

廢業御届

私儀是迄何商御免許相成居候處今般廢業致候間此段御届仕候也

何郡何村何番地身分何商

年号月日

氏 名印

二種以上兼業ものは何商及び何商と明記し又後見人を要するもの其事由を詳記し後見人連署すへし

氏 名印

何郡何町何番地

副頭取

氏名印

何郡何町何番地

頭取

氏名印

滋賀縣令氏名殿

前書之通ニ付奥印致候也

右町戸長

氏名印

改氏名代替轉居等の届も亦此書式に準據し假令改氏名の者は私儀是迄云々相成何某と稱し居候處今般何某と改

名云々代替の者ハ私父又ハ兄何某是迄云々今般死亡又ハ隱居に付私相續云々と書し氏名左側へ年齢を付記し又轉居比者ハ私儀是迄何郡何町何番地に住居し何商御免許云々今般何郡何町何番地へ移住云々と書すへし

第四号 行商鑑札下付願書式

何行商鑑札下付御願

私儀今般何商御免許相成候ニ付テハ行商致度候ニ付行商鑑札御下附被成下度此段奉願候也

何郡何町何番地身分何商

年号月日

氏名印

何郡何村何番地

副頭取

氏名印

何郡何村何番地

頭取

氏名印

滋賀縣

何警察署御中

前書之通ニ付與印致候也

右村町戸長

氏名印

家族カザツ雇人等コソウジンへ行商せしむる者カウシヤウの左れ如く別紙ベツシに其氏名カネナを

記し之れを添付し本文中ベツシに別紙人名の者共へは數字を加ふへし

(別紙)

行商人名書

何郡何村何番地身分

氏名年

右長男或わ妻

氏名年

右雇人

何郡何村何某次男或わ弟身分

氏 年 名 齡

第五號 行商鑑札書換願書式

行商鑑札書換御願

何郡何村何番地身分何商

氏 名

右之者へ第何号何行商鑑札御下附相成居候處今般死亡又ハ致
シ私跡相續致候ニ付鑑札御書換被成下度此段奉願候也

何郡何村何番地身分何商

氏 年 名 齡

年号月日

年 齡

何郡何村何番地

氏 名

副頭取

何郡何村何番地

氏 名

頭取

滋賀縣

何警察署御中

前書之通ニ付與印致候也

右村戸長

氏 名

茲買係与勿奇只帝田川

三

改氏名轉居... 亦此書式に準據すへし假令の改氏名の者... 何号云々今般何某と改名云々... 云々今般何郡何町村何番地へ移住云々... 災の節流焼失云々盗難に罹りたるとき... 云々明治何年何月何日夜強竊盗押忍入候節... 遺失したるときは右記名の第何号云々... 何地より何地迄の間に於て落失云々... 前番肩書を(私方元雇人)とし... 云々今般眼差遣し更に別紙人名の者... 号... 氏名年齢等を詳記し之れを添ふ

へし此場合に於て己の年齢の記載するに及ばず又前書に自己の住所氏名を書したるときは後ち右何某と書し押印すへし

第六号 行商鑑札返納書式

廢業ニ付鑑札返納御届

私儀是迄何商御免許相成居候處今般廢業致候ニ付曾テ御下附相成居候何行商鑑札返上仕候也

何郡何町何番地身分

年号月日

氏名

何郡何村何番地

副頭取

氏

名

何郡何村何番地

頭取

氏

名

滋賀縣

何警察署御中

前書之通ニ付與印致候也

右町戸長

氏

名

營業禁止せられたる者も亦書式に準據し廢業とあるを營業御禁止と書とへし

第七號 組合人名簿雛形

明治何年何月起

古物商組合人名簿

何警察署管内何方面
頭 取 取 副 頭 取

何商ノ部					

何郡何町何番地身分又ハ何商何某雇人

何々行商

氏名

明治何年何月何日免許

年 齡

臺帳は澁引仙花西の内等の厚紙を用ひ商業一種毎にひび
 ろを付け區分し半紙八つ切れ名刺を貼付しへし家族雇人
 等の行商者は其戸主の次へ貼付すへし二種以上兼業する
 者ハ其商業人員を算するに便ある爲め條例第一條に掲ぐ
 る各商業の先後に従ひ其先なる商業の部へ墨書したる名
 刺を貼付し其他商業の部へ朱書したる名刺を貼付し其
 商業人員數を算する又は墨書れ分と朱書の分とも併算す

へしと雖とも其人員を算するには墨書れ分のみを計算し
朱書の分り算入せざるもれとす

第八號 事故明細帳雛形

書式

明治何年何月起

何郡何村何番地身分

何商氏名

古物商事故明細帳

何警察署管内何方面
頭取又副頭取

一明治何年何月何日何々の科に依り重禁錮何年
罰金何圓に處せらる

一明治何年何月何日何ヶ年間何特別取締に付せ
らる

一云々

簿冊の半紙を用ひ一名凡そ一枚の見込を以て餘白を存し置
き爾後事故ある毎に其次へ記入すへし

第九号 看板雛形

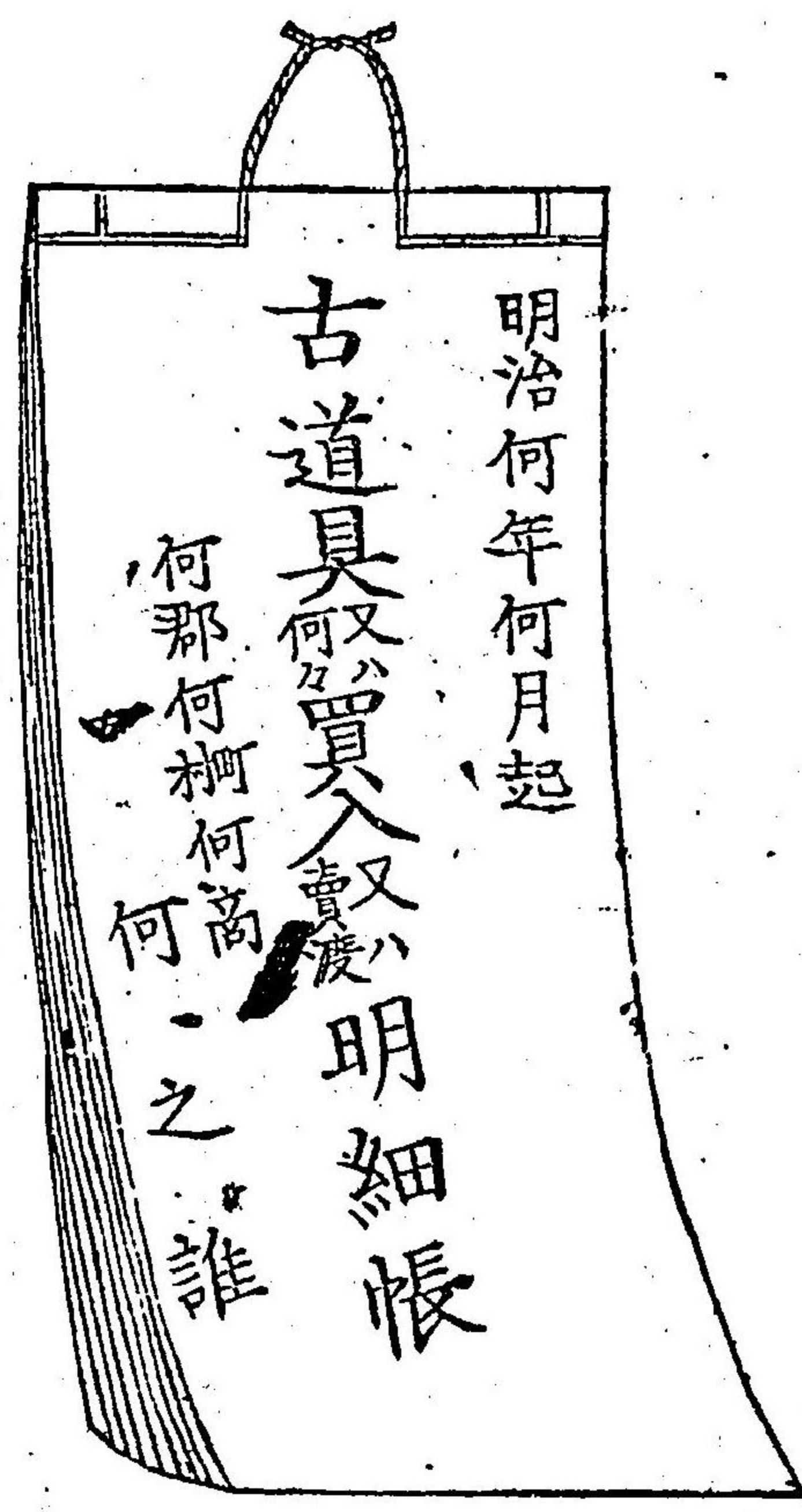
堅曲尺貳尺五寸 厚サ并ニ木質適宜
横全八寸

何郡何村何番地

古道具商 氏名

二種以上兼業の者は左の如く列記すへし

古 著
古道具 商
古 本
古書
賣買明細帳雛形
第十号



紙質美濃又ハ半紙の類

通常記帳の書式
買入明細帳れ分

明治何年何月何日

一 黒羽二重紋付女綿入

此代金何程

右何郡何村何の誰より買入

明治何年何月何日

一 長持

此代金何程

右賣主の身元詳あらざるに付何郡何村の誰を証人として買入

成買係与勿前以帝田則

壹棹

壹枚

明治何年何月何日

一 檜引出シ付ックフル

壹脚

但何々學校と記したる烙印あり

此代金何程

右は何郡何村戸長何の誰及び學務委員何の誰より不用品の旨を証明し賣却に付買入

賣渡明細帳の分

明治何年何月何日

一 紺薩摩かすり男單物

壹枚

此代金何程

右何郡何村何の誰へ賣渡す

明治何年何月何日

一 籠甲櫛

壹枚

此代金何程

右何郡何村何の誰へ銀替壹本と交換す

明治何年何月何日

一 桑煙草盆

壹個

此代金何程

右は氏名知らざる旅人体の男へ賣渡す

特別取締に付せられたるもの、記帳書式

買入明細帳の分

明治何年何月何日午後第何時

一 黒縮緬女綿入

壹 枚

但下り藤の王つ紋付松竹梅の裾模様裏は紅色秩父にて二
が所破れ傷あり

一 黒羽二重男羽織

壹 枚

但丸に三つ扇の三つ紋付裏は薄茶色の海氣にて凡ろ方三
す位の雀の模様三つ所あり

以上何點

此代金何程

右は何郡何村何番地身分職業何れ誰何年何月何日より買入る

明治何年何月何日午後第何時何十分

一 絹張茶色蝙蝠傘

壹 本

但八本の溝骨にして柄の元に菊花を刻みたる象牙を付着
其曲りたる處に穴を穿ち洋銀の環を付けある

此代金何程

右は何郡何村何番地身分職業何の誰何年何月何日より買受る

賣渡明細帳の分

明治何年何月何日午後第何時

一 銀瓶

壹 個

但量目何拾目にして竹の摸様あり柄に籐を巻き付け形ちは稍長き方にて蓋の裏に何々と銘あり

此代金何程

右は何郡何村何の誰へ賣渡す

明治何年何月何日午後第何時

一本皮男持煙草入

壹個

但かます製にて洋銀の三日月形れ金な具を付着しありたり

此代金何程

右の氏名知らざる士族体の男にて袴のみを着したる年齢凡る

何歳位のものへ賣渡したり

住所氏名を他日辨明することを得る者わ單に其苗字或わ名若くは屋号のみを記載するも妨げなし但特別取締に付せられたる者は必ず詳細記載するの勿論たるへし尤も記帳の餘白なく連接して記入すへし

第十一号

盗罪詐欺取財の罪を犯したる者等より物品買受換又寄藏願書式物品買受換又寄藏に付御願

一私儀何縣府下何國何區郡何村何番地身分職業何ノ誰ヨリ左ノ物品買受より何日(又何日)度候處同人義ハ留テ盜罪取財或は

刑法第三百九十一條ノ處斷ヲ受タルモノニ付御成規ノ通現品持
參仕候間買受又ハ取ル義御許可被成下度此段奉願候也
一 壁羽二重茶堅縞女綿入 壹枚

但裏花色秩父

一 奉書袖ノ切レ々々

但都合何丈何尺

一 何々

總計何點

此代金何拾何圓

何郡何村何番地身分何商

年号月日

氏

名印

滋賀縣

何警察署又ハ何警察署何分署

御中

第十二號

物品運送届書式

物品運送又之御届

一 私儀今般左ノ物品何縣府下何國何郡何村何番地身分職業何某
又ハ何賣却致月日受取年候ニ付年月日當地出荷運送仕候
間此段御届仕候也

一 黒縮緬男羽織

壹枚

但裏何々紋何々

一 桐 算 符

壹 本

一 何 々

何 個

總計 何 點

此 代 金 何 百 圓

何 郡 何 村 何 町 何 番 地 身 分 何 商

年 号 月 日

氏 名

滋 賀 縣

何 警 察 署 又 何 警 察 署 何 分 署

御 中

第 十 三 号 特 別 取 締 に 付 せ ら れ た る 者 住 所 移 轉 願 書 式

住 所 移 轉 = 付 御 願

一 私 儀 明 治 何 年 何 月 何 日 ヨリ 全 何 年 何 月 何 日 迄 特 別 御 取 締 中
ノ 身 分 = 有 之 候 處 何 々 由 移 轉 を 要 す る 事 = 付 何 郡 何 村 何 番 地
~ 又 何 方 へ 移 轉 仕 度 候 間 御 認 可 被 成 下 度 此 段 奉 願 候 也

年 号 月 日

氏 名

何 郡 何 村 何 町 何 番 地

副 頭 取

氏 名

何 郡 何 村 何 町 何 番 地

頭取

氏名印

滋賀縣

何警察署又ハ何警察署何分署

御中

前書之通ニ付奥印致候也

右町戸長

氏名印

第十四号

特別取締に付せられたる者旅行願書式
旅行の義ニ付御願

一私儀明治何年何月何日ヨリ全何年何月何日迄特別御取締中
ノ身分ニ有之候處何々由を詳記すへし事ニ付何縣下何國何郡
何町番地身分職業何某方へ來る何日ヨリ往復在りも何泊掛
ケニテ施行仕度候間御認可被成下度此段奉願候也

何郡何町何番地身分何商

年号月日

氏名印

滋賀縣

何警察署又ハ何警察署何分署

御中

第十五號

特別取締ニ付せられたる者他

人を宿泊同居せしむる願書式

他人ヲ宿泊同居セシム度ニ付御願

一私儀明治何年何月何日ヨリ全何年何月何日迄特別御取締中ノ身分ニ有之候處何々る事由を詳記すへしニ付左ノ人名ノ者共頭書之通宿泊全居ハ爲致度候間御認可被成下度此段奉願候也

何府下何國何區何郡何町何番地身分

職業

明治何年何月何日ヨリ何日間宿泊 氏

年 名 齡

明治何年何月何日ヨリ同居

何郡何村何番地身分何商

年號月日

氏 名

滋賀縣

何警察署又ハ何警察署何分署

御 中

第十六號

營業停止中物品賣却願書式

物品賣却ノ儀ニ付御願

一私儀明治何年何月何日ヨリ全何年何月何日迄營業御停止中
 の處左の物品の右御停止前買入所持仕候物品ニシテ何々却賣
 せざるを得ざる事ニ付今般何縣何郡何區何村何番地身分
 由と詳記すへし
 職業何某へ賣却仕度候間御認可被成下度此段奉願候也
 一金皮時計 壹個
 但無窓ニテ番號ハ何々龍頭巻
 一金煙管 壹本
 但目方何拾匁何々ノ模様アリ
 一何々
 總計何點

此代金何百何拾圓

何郡何村何番地身分何商

年號月日

氏名

滋賀縣

何警察署又ハ何警察署何分署

御中

滋賀縣細則訓解終

滋賀縣立博物館

七六

明治十七年二月七日御届
全年全月日刻成

定價拾五錢

滋賀縣士族

訓解者

平岩七郎平

滋賀郡大津橋本町
貳番地之内壹番戸

同 平民

出版人

廣瀬嘉三郎

全郡大津元會所町五番地

